

| | | | | | |
|-------|---|---------|------------------------------|----------|----------------|
| ①国名 | Taiwan, Republic of China (TW) (台湾) | | | | |
| ②名称 | Ministry of Economic Affairs (MOEA) / Intellectual Property Office (TIPO) | | | | |
| ③所在地 | 3F, 185 Hsin-Hai Road., Sec.2, Taipei 106, Taiwan | | | | |
| ④連絡先 | (電話)(886 2)2738-0007 | | (FAX)(886 2)2377-9875 | | |
| | (E-mail) ipo@tupo.gov.tw | | (internet) www.trade.gov.mv/ | | |
| ⑤組織の長 | Director General: Ms. Hong, Shu-Min | | | | |
| ⑥沿革 | <p>(1) 1942年に専利法(特許法)草案が作成され、1949年1月1日に特許法及び施行規則が施行された。</p> <p>(2) 1979年に特許法が改正され、特許権の適用範囲が「工業」から「産業」に拡大された。また、絶対的な新規性が採用されるとともに、進歩性が特許要件の1つとなった。さらに、動植物及び微生物の新品種が非特許対象となった。</p> <p>(3) 1986年の改正により、化学品、医薬品及びその用途に特許が付与されることになった。</p> <p>(4) 2004年の改正により、国内優先権主張制度、出願公開制度、実体審査請求制度及び優先審査制度が導入され、異議申立制度が廃止された。また、実用新案は方式審査のみとなり、新しい実用新案登録制度が採用された。</p> <p>(5) 我が国は台湾との間で締結された互恵条約により1996年2月1日より優先権主張出願ができるようになった。台湾のWTO加盟以降は、互恵条約がなくても、WTO加盟国国民は内国民待遇を受けることができるようになった。</p> <p>(6) 台湾の専利法(特許、実用新案及び意匠を含む)は数度にわたる改正が行われた。特に、1994年1月1日に施行された1994年の改正により、改正法がTRIPSに従ったものとなっている。</p> <p>(7) オンライン出願計画が2003年1月から開始され、2006年12月に公聴会が開催された。そして、特許・実用新案・意匠・商標の電子出願の受理が2008年8月26日からスタートした。</p> <p>(8) 知慧財産権法院(知的財産裁判所)を設立する法律が2007年3月7日に立法院を通過した。この法律に基づいて、2008年7月1日に知的財産裁判所設置された。これにより、知的財産関係の裁判は、知的財産裁判所において行なわれることになる。</p> | | | | |
| ⑦所管 | 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、商品表示、半導体集積回路の回路配置の保護法、公正取引 | | | | |
| ⑩加盟条約 | WIPO | ベルヌ | ブリュッセル | フィルム登録 | マドリッド(原産地表示) |
| | ナイロビ(オリンピック) | パリ | PLT | レコード保護 | ローマ |
| | シンガポール | TLT | ワシントン | WCT(著作権) | WPPT(実演及びレコード) |
| | ブダペスト | ロンドンアクト | ヘーグアクト | ジュネーブアクト | リスボン |
| | マドリッド(標章) | マドプロ | PCT | ロカルノ | ニース |
| | ストラズブール | ウィーン | WTO 2002/1/1 | | |

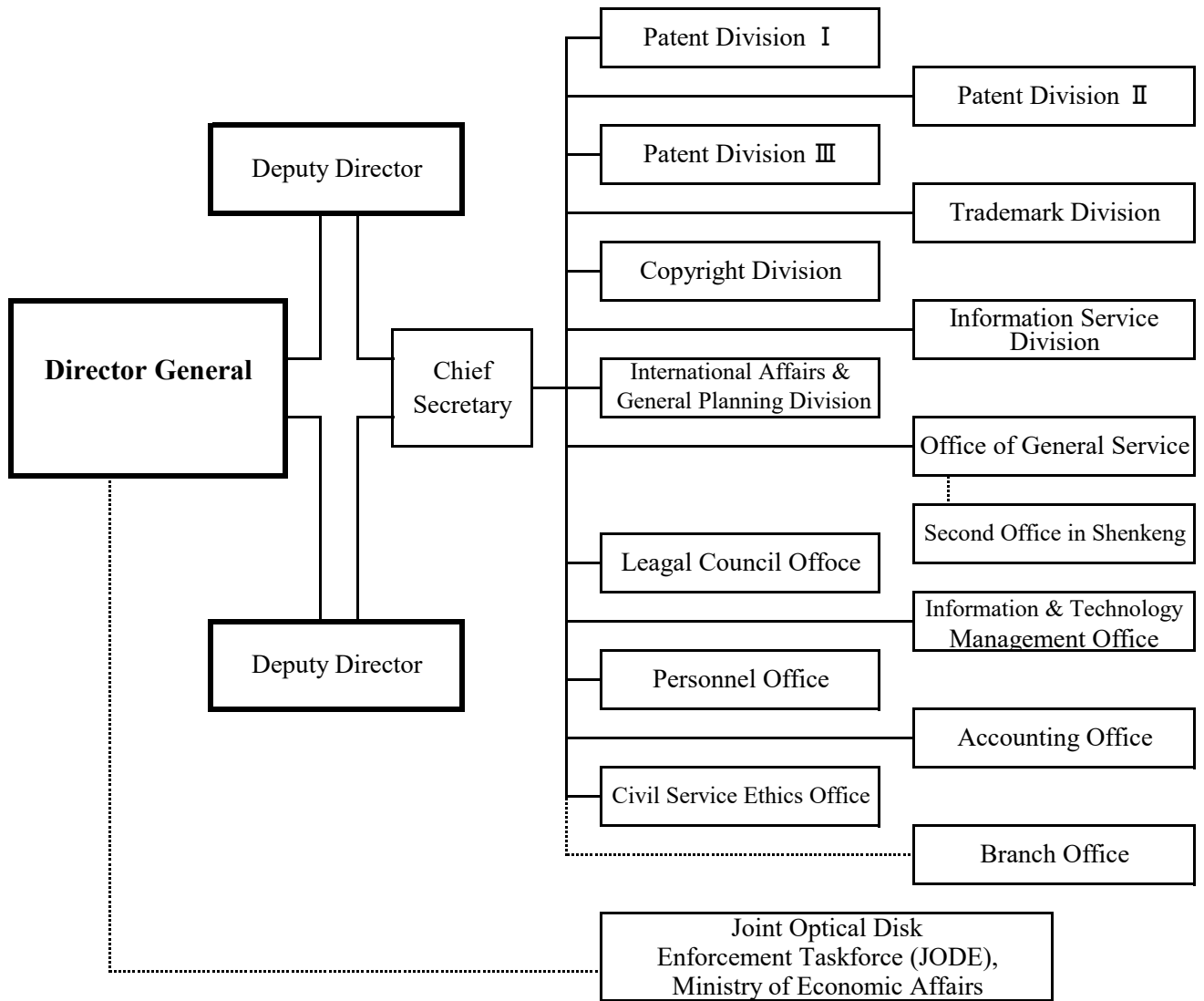
| ①国名 | Taiwan, Republic of China (TW) (台湾) | | | | | |
|-------------------------------|--|------------|--------|--------|--------|--------|
| ⑪統計データ | 出願件数 | | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
| | 特許 | 全数 | 46,122 | 47,429 | 48,268 | 46,664 |
| | | (内 外国出願) | 27,923 | 29,064 | 29,284 | 27,652 |
| | | (内日本から) | 12,497 | 12,871 | 13,195 | 12,110 |
| | | (内 PCTルート) | | | | |
| | 実用新案 | 全数 | 19,549 | 17,910 | 17,580 | 17,555 |
| | | (内 外国出願) | 1,206 | 1,249 | 1,168 | 1,110 |
| | 意匠 | 全数 | 8,120 | 8,082 | 8,804 | 8,019 |
| | | (内 外国出願) | 3,827 | 3,830 | 4,596 | 4,072 |
| | | (内日本から) | 1,261 | 1,224 | 1,329 | 1,071 |
| | 商標 | 全数 | 83,802 | 84,816 | 86,794 | 94,089 |
| | | (内 外国出願) | 22,587 | 24,976 | 24,866 | 21,919 |
| | | (内日本から) | 3,892 | 4,728 | 4,748 | 4,013 |
| | 登録件数 | | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
| | 特許 | 全数 | 45,710 | 36,147 | 34,926 | 33,811 |
| | | (内 外国出願) | 27,141 | 21,496 | 20,445 | 19,825 |
| | | (内日本から) | 12,123 | 9,953 | 9,588 | 8,674 |
| | | (内 PCTルート) | | | | |
| | 実用新案 | 全数 | 19,037 | 18,559 | 16,300 | 17,489 |
| | | (内 外国出願) | 1,103 | 1,289 | 1,087 | 1,144 |
| | 意匠 | 全数 | 7,130 | 7,487 | 6,660 | 7,419 |
| | | (内 外国出願) | 3,501 | 3,584 | 3,289 | 4,068 |
| | | (内日本から) | 1,145 | 1,229 | 1,103 | 1,120 |
| | 商標 | 全数 | 74,226 | 71,809 | 70,785 | 78,849 |
| (内 外国出願) | | 21,024 | 21,346 | 21,864 | 22,113 | |
| (内日本から) | | 3,553 | 3,759 | 4,066 | 4,115 | |
| 出典: TIPO HPのAnnual Statistics | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

①国名

Taiwan, Republic of China (TW)
(台湾)

⑫ 組 織

<組織図> TIPOは、Ministry of Economic Affairs (経済省、MOEA)の下部組織である。



(出典): 台湾特許庁(TIPO)のHP

| ①国名 | Taiwan, Republic of China (TW) (台湾) | |
|------|--|---|
| 特許制度 | ②最新特許法の施行年月日 | 2013年6月13日施行 (2013年改正特許法) |
| | ③地理的効力の範囲 | 台湾、澎湖、及び金門、馬祖諸島の領域 |
| | ④他国制度との関係 | 無。 |
| | ⑤出願人資格 | 発明者、承継人(自然人、法人)及び中国大陸人民 |
| | ⑥出願言語 | 中国語及びその他(日本語、英語、独語)。出願が、日本語、英語、独語によるときは、出願日から4月以内に国立翻訳館による翻訳を提出しなければならない。 (特許法施行規則3) |
| | ⑦現地代理人の必要性及び代理人の資格 | 要。中華民国内に居所又は営業所の何れも有しない出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 (特許法第11条) |
| | ⑧特許権の存続期間及び起算日 | 公告日から効力が発生し、出願日から20年。(特許法第51条) 医薬、農薬の製造方法の特許は最長5年延長できる。(特許法第52条) |
| | ⑨新規性判断の基準 | 内外国公知、内外国刊行物 (特許法第22条) |
| | ⑩グレースピリオド | 次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から6月。 (1) 公認の博覧会における発明の開示 (2) 出願人の意図しない機会における発明の開示 (特許法第22条) |
| | ⑪非特許対象 | (1) 動物、植物及び動物、植物を生産する主な生物学的な方法(但し、微生物学的な方法を除く) (2) 人体又は動物の病気の診断、治療又は外科手術の方法。 (3) 公の秩序、善良の風俗又は衛生を害する発明。 (特許法第24条) |
| | ⑫実体審査の有有及び審査事項 | 有。 (特許法第44条) |
| | ⑬審査請求制度の有無 | 有。何人も出願日又は優先日から3年以内に請求できる。審査請求をしなかったときは、当該出願は取下げたものとみなされる。(特許法第37条) |
| | ⑭優先審査制度・早期審査制度の有無 | 有。2002年10月26日以降に出願した特許出願については、公開後に出願人でない者が商業上の実施をしているときは、優先審査を請求することができる。この優先審査を請求するときは、これに関する証明書を提出しなければならない。 (特許法第39条) |
| | ⑮出願公開制度の有無 | 有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第36条) |
| | ⑯異議申立制度の有無 | 無。 |
| | ⑰無効審判制度の有無 | 有。何人も特許の無効を請求することができる。 (特許法第67条) |
| | ⑱実施義務 | 無。 |

| ①国名 | Taiwan, Republic of China (TW) (台湾) | | | | | | | | | |
|-----|--|---|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|--------|-----------------|
| | ⑱費用 単位 台湾ドル (TW\$) | <p>[出願から登録までに掛かる費用] (注) 表示は、標準(紙出願)/E-filing</p> <p>出願料 3500 / 2900 NT\$</p> <p>審査請求料 7,000 NT\$</p> <p>800 NT\$ (クレームが10項を超える場合、各項につき)</p> <p>500 NT\$ (図面、明細書が50頁を超える場合、各50頁につき)</p> <p>特許発行料 1,000 NT\$</p> <p>[特許権の維持に掛かる費用]</p> <p>年金</p> <table border="1" data-bbox="587 488 1027 622"> <tr> <td>1-3年次</td> <td>2,500 NT\$(毎年)</td> </tr> <tr> <td>4-6年次</td> <td>5,000 NT\$(毎年)</td> </tr> <tr> <td>7-9年次</td> <td>8,000 NT\$(毎年)</td> </tr> <tr> <td>10年次以降</td> <td>16,000 NT\$(毎年)</td> </tr> </table> | 1-3年次 | 2,500 NT\$(毎年) | 4-6年次 | 5,000 NT\$(毎年) | 7-9年次 | 8,000 NT\$(毎年) | 10年次以降 | 16,000 NT\$(毎年) |
| | 1-3年次 | 2,500 NT\$(毎年) | | | | | | | | |
| | 4-6年次 | 5,000 NT\$(毎年) | | | | | | | | |
| | 7-9年次 | 8,000 NT\$(毎年) | | | | | | | | |
| | 10年次以降 | 16,000 NT\$(毎年) | | | | | | | | |
| | ⑳料金減免措置の有無 | 有。特許権者が自然人、学校又は中小企業であるときは、特許年金の減額又は免除を請求することができる。(特許法第95条) | | | | | | | | |
| | ㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無 | 無。 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

| ①国名 | Taiwan, Republic of China (TW) (台湾) | |
|--------|--|---|
| 实用新案制度 | ②最新实用新案法の施行年月日 | 2013年1月1日施行 (2010年法を改正する2011年改正法) (注) 2011年改正法は内容未確認のため、本件は従前の2010年法により解析した。 (「实用新案特許」として特許法の中に規定されている) |
| | ③地理的効力の範囲 | 台湾、澎湖及び金門、馬祖諸島の領域 |
| | ④他国制度との関係 | 無。 |
| | ⑤出願人資格 | 考案者、承継人(自然人、法人)及び中国大陸人民 |
| | ⑥出願言語 | 中国語及びその他(日本語、英語、独語)。出願が、日本語、英語、独語によるときは、出願日から4月以内に国立翻訳館による翻訳を提出しなければならない。 (特許法施行規則3) |
| | ⑦現地代理人の必要性及び代理人の資格 | 要。中華民国内に居所又は営業所の何れも有しない出願人は、公認特許弁護士を選任しなければならない。 |
| | ⑧实用新案権の存続期間及び起算日 | 公告日から効力が発生し、出願日から10年。 (特許法第101条) |
| | ⑨新規性判断の基準 | 内外国公知、内外国刊行物 (特許法第94条) |
| | ⑩グレースピリオド | 次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から6月。 (1) 公認の博覧会における考案の開示 (2) 出願人の意図しない機会における考案の開示 (特許法第94条) |
| | ⑪不登録対象 | 公序良俗に反する考案 (特許法第96条) |
| | ⑫実体審査の有無及び審査事項 | 無。 |
| | ⑬審査請求制度の有無 | 無。 |
| | ⑭優先審査制度・早期審査制度の有無 | 無。 |
| | ⑮出願公開制度の有無 | 無。 |
| | ⑯異議申立制度の有無 | 無。 |
| | ⑰無効審判制度の有無 | 有。何人も实用新案の無効を請求することができる。 (特許法第67条) |
| | ⑱実施義務 | 無。 |

| ①国名 | Taiwan, Republic of China (TW) (台湾) | |
|-----------------------------|--|--|
| ⑱費用 単位 TW\$ (台湾ドル) | | [出願から登録までに掛かる費用] (注) 表示は、標準(紙出願)/E-filing |
| | | 出願料 3000 / 2400 NT\$ |
| | | |
| | | [実用新案権の維持に掛かる費用] |
| | | 年金 |
| | | 1-3年次 2,500 NT\$(毎年) |
| | | 4-6年次 4,000 NT\$(毎年) |
| 7年次及びその後 8,000 NT\$(毎年) | | |
| | | |
| ⑳料金減免措置の有無 | | 有。特許権者が自然人、学校又は中小企業であるときは、特許年金の減額又は免除を請求することができる。(専利法第120条で準用する同法第94条) |
| ㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無 | | 無。 |
| | | (注) 実用新案権の特許権者が実用新案特許権を行使するときは、警告するために、実用新案登録に関する「技術報告書」を提示しなければならない。 |
| | | (特許法第116条) |
| | | |
| | | |

| ①国名 | Taiwan, Republic of China (TW) (台湾) | |
|------|--|---|
| 意匠制度 | ②最新意匠法の施行年月日 | 2013年1月1日施行 (2010年法を改正する2012年改正法) (注) 2011年改正法は内容未確認のため、本件は従前の2010年法により解析した。 (「意匠特許」として特許法の中に規定されている) |
| | ③地理的効力の範囲 | 台湾、澎湖及び金門、馬祖両島領域 |
| | ④他国制度との関係 | 無。 |
| | ⑤出願人資格 | 考案者、承継人(自然人、法人)及び中国大陸人民 |
| | ⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格 | 要。中華民国内に居所又は営業所の何れも有しない出願人は、公認特許弁護士を選任しなければならない。 (特許法第11条) |
| | ⑦出願言語 | 中国語及びその他(日本語、英語、独語)。出願が、日本語、英語、独語によるときは、出願日から4月以内に国立翻訳館による翻訳を提出しなければならない。 (特許法施行規則3) |
| | ⑧意匠権の存続期間及び起算日 | 公告日から効力が発生し、出願日から12年 (特許法第113条) |
| | ⑨新規性の判断基準 | 内外国公知、内外国刊行物 (特許法第110条) |
| | ⑩グレースピリオド | 有。新規喪失の事実の発生日から6月。 (特許法第110条) |
| | ⑪不登録対象 | (1) 純機能性設計の物品造形 (2) 純芸術創作又は美術工芸品 (3) 集積回路の回路配置及び電子回路配置 (4) 公序良俗に反する物品 (5) 党旗、国旗、国父の肖像、国の紋章、軍旗、印章又は勲章と同一又は類似する物品 (特許法第112条) |
| | ⑫実体審査の有無 | 有。 (特許法第113条、第120条、第121条、第109条～第112条、第117条～第119条) |
| | ⑬審査請求制度の有無 | 無。 |
| | ⑭優先審査制度・早期審査制度の有無 | 無。 |
| | ⑮部分意匠制度の有無 | 有。 |
| | ⑯関連意匠制度の有無 | 有。 (特許法第109条) |
| | ⑰「組物」の意匠制度の有無 | 有。 |
| | ⑱意匠分類 | 有。国際分類を採用している。 |
| | ⑲出願公開制度の有無 | 無。 |
| | ⑳秘密意匠制度の有無 | 無。 |
| | ㉑異議申立制度の有無 | 無。 |
| | ㉒無効審判制度の有無 | 有。何人も意匠の無効を請求することができる。 (特許法第67条) |
| | ㉓登録表示義務 | 有。登録表示は義務付けられている。 |

| ①国名 | Taiwan, Republic of China (TW) (台湾) | |
|------------------------------|--|--|
| ②④費用 単位 台湾ドル (TW\$) | | [出願から登録までに掛かる費用] (注) 表示は、標準(紙出願)/E-filing |
| | | 出願料 3000 / 2400 NT\$ |
| | | |
| | | [意匠権の維持に掛かる費用] |
| | | 存続期間更新料 |
| | | 1-3年次 800 NT\$(毎年) |
| | | 4-6年次 2,000 NT\$(毎年) |
| 7年次及びその後 3,000 NT\$(毎年) | | |
| ②⑤料金減免措置 の有無 | | 有。特許権者が自然人、学校又は中小企業であるときは、特許年金の減額又は免除を請求することができる。(特許法第129条で準用する同法第83条) |
| | | |
| | | |

| ①国名 | Taiwan, Republic of China (TW) (台湾) | |
|------|--|--|
| 商標制度 | ②最新商標法の施行年月日 | 2016年12月15日施行(2016年改正商標法) (英訳版がない為、以下の情報は2011年改正商標法からのもの) |
| | ③地理的効力の範囲 | 台湾、澎湖及び金門、馬祖諸島の領域 (商標法第35条) |
| | ④他国制度との関係 | 無。 (商標法第4条) |
| | ⑤商標法の保護対象 | 商品、サービスマーク、団体商標、証明商標 (商標法第17条、第19条) |
| | ⑥商標の種類 | 文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、音響商標、色彩商標、動きの号商標、位置商標 (商標法第18条) |
| | ⑦出願人資格 | 標章を使用し、又は使用する意思を有するもの(個人、法人) (商標法第2条、第27条) |
| | ⑧権利付与の原則 | 先願主義。 (商標法第22条) |
| | ⑨本国登録要件 | 無。 |
| | ⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格 | 要。中華民国内に居所又は営業所の何れも有しない出願人は、中華民国在住の商標代理人を選任しなければならない。 (商標法第6条) |
| | ⑪出願言語 | 中国語。外国語で記載された文書は要求に従い、その全部又は一部についての中国語翻訳文を提出しなければならない。 (商標法規則 3) |
| | ⑫商標権の存続期間及び起算日 | 登録商標の公告日から10年間。10年ごとに更新できる。 (商標法第33条) |
| | ⑬グレースピリオド | 有。中華民国政府が主催の又は公認の国際博覧会における登録出願商標を使用した商品又はサービスの展示の場合。期間は、展示した日から6月。 (商標法第21条) |
| | ⑭不登録対象 | 次の事項が規定されている。 (1) 指定商品又はサービスの品質、用途、原料、産地又は関連する特性の説明のみからなるもの (2) 商品又はサービスに通用する標章又は名勝のみからなるもの (3) 識別性を有しない標章のみからなるもの (上記第1項～第3項は商標法第29条) (4) 商品又はサービスの効能を発揮するのに欠かせないもの (5) 中華民国の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の記章、官印、勲章又は外国の国旗と同一又は類似であるもの (6) 国父又は国家元首の肖像又は氏名と同一であるもの (7) 中華民国政府官庁又はその主催した展覧会の標章、若しくはその発給した賞牌、賞状と同一又は類似であるもの (8) 国際に跨った政府組織又は国内外の著名であり、公益性を有する機構の徽章、旗、その他のの紋章、略語又は名称と同一又は類似し、公衆に誤認誤信させる虞があるもの (9) 品質管理又は認証表示に用いる国の標識、マークと同一又は類似し、また同一又は類似の商品又はサービスに使用を指定するもの (10) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの (11) 公衆にその商品又はサービスの性質、品質又は産地を誤認、誤信させる虞があるもの (12) 他人の同一又は類似する商品あるいはサービスに登録された商標又は先行出願商標と同一又は類似し、関連する消費者に混同誤認を引起す虞があるもの (13) 他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に混同誤認を生じさせる虞があるもの、若しくは又は著名な商標又は標章の識別性若しくは名誉を損なう虞があるもの (14) 他人が先に使用している同一又は類似する商品又はサービスの商標と同一又は類似し、その他人と契約、地縁、業務取引若しくはその他の関係で、その他人の商標が存在していることを知りながら出願人が模倣を意図して登録出願するもの (15) 他人の肖像又は著名な姓名、芸名、筆名、屋号を含むもの |

| ①国名 | Taiwan, Republic of China (TW) (台湾) | |
|-----------------------------|--|---|
| | | <p>(16) 著名な法人、商号又はその他の団体の名称み、関連する公衆に混同誤認を引起す虞があるもの</p> <p>(17) 商標が他人の著作権、特許権又はその他の権利を侵害し、判決確定となったもの</p> <p>(18) 中華民国又は外国のワイン又は蒸留酒の産地表示と同一又は類似し、且ワイン又は蒸留酒と同一又は類似の商品に使用を指定し、またその外国と中華民国が協定を締結しているもの、又は共同して国際条約に参加しているもの、もしくは相互にワイン又は蒸留酒の産地の保護を承認しているもの (上記第4項～第18項は商標法第30条)</p> |
| ⑮防護標章制度の有無 | 無。 | (商標法第102条) |
| ⑯周知商標制度の有無 | 無。 | 周知商標の保護登録制度はないが、台湾商標法においては他人の著名商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に混同誤認させる虞があるもの若しくは著名商標又は標章の識別性若しくは名誉を損なう虞れがあるものは登録することができない、と規定されている。このため、台湾においては、著名商標又は標章と同一又は類似するものは登録が拒絶され、登録されることはない。(商標法第30条(11)) |
| ⑰一出願多区分制度の有無 | 有。 | (商標法第19条) |
| ⑱実体審査の有無及び審査事項 | 有。 | (商標法第29条～第31条) |
| ⑲審査請求制度の有無 | 無。 | |
| ⑳優先審査制度・早期審査制度の有無 | 無。 | |
| ㉑出願公開制度の有無 | 無。 | |
| ㉒異議申立制度の有無 | 有。 | 何人も商標登録の公告日から3月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第48条) |
| ㉓無効審判制度の有無 | 有。 | 利害関係人は商標の無効を請求することができる。 (商標法第57条) |
| ㉔不使用取消制度の有無 | 有。 | 3年。正当な理由なしに連続して3年を超えて使用されていない場合は、利害関係人は商標の取消を請求することができる。 (商標法第63条(2)) |
| ㉕商標分類 | 国際分類(ニース分類、第10版)を採用している。 | (ニース協定は未加盟) (商標法規則 19) |
| ㉖図形的要素の分類 | 無。 | |
| ㉗譲渡要件 | 無。 | 登録商標は、営業権とは関係なく譲渡することができる。 (商標法第62条) |
| ㉘費用 単位 台湾ドル (TW\$) | [出願から登録までに掛かる費用] (注) 表示は、標準(紙出願)/E-filing 出願料 3000 / 2700 NT\$(1クラス、20品目以下の商品の出願の場合) 3000 / 2700 NT\$(1クラス、20品目を超える商品の出願の場合。この場合、20品目を超える各品目につき200NTDを加算) 3000 / 2700 NT\$(35類、5品目以下の特定商品の小売サービス出願) 3000 / 2700 NT\$(35類、5品目を超える特定商品の小売サービス出願の場合。この場合、5品目を超える各品目につき500NTDを加算) 登録料 2,500 NTD | [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 4,000 NT\$/類 |
| ㉙料金減免措置の有無 | 無。 | |